

一般社団法人 日本モルック協会 市区町村協会規程

2025年10月1日 制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本モルック協会（以下「本協会」という。）の市区町村協会に関する事項について定める。

(市区町村協会の目的・使命)

第2条 市区町村協会は、モルック競技の普及及び振興並びに市区町村協会の傘下における役職員及び関係者の取りまとめ等を目的として設立されるものとする。

2. 市区町村協会は、前項の目的を達成するため、スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保し、社会的存在としての責務を自覚した組織運営を行うものとし、以下の取り組みを自主的・自律的に行わなければならない。

(1) スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、スポーツの健全な普及・発展を図ること

(2) スポーツ団体としての組織運営の透明性を確保し、ガバナンスの強化・充実を図ること

第2章 組織

(市区町村協会の組織)

第3条 市区町村協会は、各市区町村におけるモルックを総合的に統轄する市区町村協会として適当な組織を有しなければならない。

2. 前項の団体名及びその役職名には、当該の市区町村名を冠しなければならない。

3. 市区町村協会の役員により選出された長は、都道府県協会より本協会に推薦し、本協会が任命する。

4. 組織には5名以上の役員を置かななければならない。

5. 都道府県協会が設置されている場合は、その指導・監督に従うものとする。

6. 都道府県協会が設置されていない場合は、都道府県協会を本協会と読み替える。

第3章 義務

(遵守すべき事項)

第4条 市区町村協会は、関係法令及び加盟団体に適用する本協会諸規程等を遵守するとともに、本規程第2条に定める使命を果たすよう努めなければならない。

2. 市区町村協会は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に努めなければならない。

3. 市区町村協会は、ドーピング防止に積極的に取り組まなければならない。

4. 市区町村協会は、スポーツに関する紛争について、公平で透明性のある手続によって解決するものとし、解決に向けて適切に対応しなければならない。

(報告・届出義務)

第5条 市区町村協会は、毎年事業年度開始1ヶ月前から開始後1ヶ月の間に、当該年度の事業計画書及び収支予算書を、役員名簿を添えて都道府県協会に届け出なければならない。

第6条 毎事業年度終了後2ヶ月以内に、当該年度の事業報告書及び決算書を都道府県協会に提出しなければならない。

第7条 市区町村協会は、当該団体の理事、監事及び任意の役職者、その他既に本協会に提出してある書類に変更があった場合には、直ちに書面をもって都道府県協会に届け出なければならない。

2. 市区町村協会は、各団体の運営、事業又は活動に関する本協会及び都道府県協会からの問合せに対し、適切に対応しなければならない。

(主催事業について)

第8条 市区町村協会は、管轄する市区町村下のみにおいて、イベント・大会等を主催することができる。

2. 市区町村協会は、イベントの主催を行う際は、事業実施日の1ヶ月前までに都道府県協会に事前に申請をし、許可を得なければならない。大会の主催を行う際は、事業実施日の2ヶ月前までに、都道府県協会に事前に申請をし、審査を経て許可を得なければならない。
3. 市区町村協会が主催する大会における参加資格は、原則、市区町村在住、在勤、在学の者とする。
4. 都道府県下の隣接する複数の市区町村協会が共同で開催するイベントの開催については、事業実施日の2ヶ月前までに、都道府県協会又は本協会に相談し、指示・判断を仰ぐ。
5. 市区町村を越える広域大会開催については、都道府県協会と事前に協議しなければならない。また第3項の要件を充たさないイベント・大会に関与（共催、主管、協力、協賛、後援）する際は、都道府県協会と事前に協議しなければならない。

(スポンサー契約)

第9条 市区町村協会がスポンサー契約を締結できるのは、イベント・大会等のみとし、年間スポンサーは締結できないものとする。

2. 市区町村協会は、当該団体が主催するイベントや大会においてスポンサー契約を締結する場合には、スポンサー承認申請書（様式第1号）を事業実施日の2週間前までに本協会に提出しなければならない。
3. 本協会に申請書が提出された後、本協会の基準に基づき審査され、市区町村協会に契約の可否を通知するものとする。本協会が承認することが適当でないと認めるときは、市区町村協会は、適切に対応しなければならない。

第4章 加盟及び脱退

(加盟)

第10条 市区町村協会になろうとする団体は、その代表者から次の書類を都道府県協会に提出し推薦を受けなければならない。推薦を受けた後、それらの書類を都道府県協会から本協会代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申請書（事務所所在地及び連絡先を明記すること）
- (2) 定款及び組織運営に関する諸規定
- (3) 所属団体一覧
- (4) 役員名簿

- (5) 前年度事業概況書、当該年度事業予定表及び当該年度予算書
- (6) 本協会定款、各種規程規約の遵守に関する誓約書
- (7) 都道府県協会からの推薦書
- (8) その他本協会が必要と判断した資料

(脱退)

第11条 市区町村協会が脱退しようとする場合には、次の書類を都道府県協会に提出しなければならない。

- (1) 脱退願書
- (2) 脱退理由書

第5章 処分及び不服申立

(処分)

第12条 市区町村協会が第3条に定める組織を有しないこととなったとき、第5条～8条の報告及び提出義務を怠ったとき、又は本協会の市区町村協会として不適当と認められるときは、都道府県協会は本協会と協議の上、団体及びその長に、次の処分を行うことができる。

- (1) 指導
- (2) 勧告
- (3) 市区町村協会としての活動資格の停止
- (4) 罷免
- (5) 除名

2. 前項の具体的な手続き及び内容については、本協会の理事会の議を経て別に定める。

(不服申立)

第13条 本協会及び都道府県協会の決定した処分に不服があるときは、市区町村協会は、本協会または公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。

第6章 その他

(講師派遣に関して)

第14条 講師派遣業務受託料は、本協会の講師派遣料を参考にして見積請求を作成できるものとする。

なお、市区町村協会が講師派遣業務を受託する際は、責任をもってこれを遂行しなければならない。

- 2. 市区町村協会は、イベント等の際、派遣講師に対し、本協会が別途定める金額を参考にし支払うものとする。
- 3. 講師の派遣を行うための準備に要する費用及び交通費等は、依頼元に対し請求できるものとする。

(相談窓口)

第15条 市区町村協会が都道府県からの指導、監督に疑義がある場合、またはハラスメント行為などの相談がある場合は本協会に相談することができる。

附 則

（規程の改廃について）

第1条 この規程の改廃は、本協会の決議による。

（実施期日）

第2条 この規程は、2025年10月1日から施行する。